

## 国内希少野生動植物種の選定要件について

○希少野生動植物種保存基本方針(平成30年4月17日環境省告示第38号) (抄)

### 第二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

#### 1 国内希少野生動植物種

(1)国内希少野生動植物種については、その本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）で、以下のいずれかに該当するものを選定（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号。以下、第八を除き「法」という。）に基づく指定ではなく、同法に基づき指定すべき種の選定を指す。以下同じ。）する。

ア その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種

イ 全国の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種

ウ 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種

エ 分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種

#### 2 (略)

#### 3 特定第一種国内希少野生動植物種

特定第一種国内希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種のうち、商業的に個体の繁殖をさせることが可能な種を選定する。ただし、その国内希少野生動植物種が、ワシントン条約附属書Iに掲載された種（我が国が留保している種を除く。）又は渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種に該当する場合には、商業的に個体の繁殖をさせることが可能な種であっても、特定第一種国内希少野生動植物種には選定しない。

#### 4 特定第二種国内希少野生動植物種

特定第二種国内希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種のうち、次のいずれにも該当するものを選定する。

ア 第二1(1)イ又はウに該当する種

イ その存続に支障をきたす程度に個体数が著しく少ないのでない種

ウ 生息・生育の環境が良好に維持されていれば、繁殖による速やかな個体数の増加が見込まれる種

エ ワシントン条約附属書Iに掲載された種（我が国が留保している種を除く。）及び渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種以外の種